

神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱

平成20年6月30日	制定
平成22年4月 1日	改正
平成24年3月 1日	改正
平成28年5月 2日	改正
平成29年3月31日	改正
令和3年4月1日	改正
令和4年4月1日	改正

(通 則)

第1条 神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金（以下、「市補助金」という。）の交付については、神戸市会計規則(昭和39年神戸市規則第81号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この市補助金は、鉄軌道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費の一部を神戸市が補助することにより、輸送の安全を確保すること等を目的とする。

(協 議 会)

第3条 協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部を含む。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

(補助対象事業等)

第4条 「補助対象事業者」とは、市補助金を交付する年度に実施する事業について、国が補助金（以下、国庫補助金）の交付を決定した鉄軌道事業者とする。

2 「補助対象事業」は、補助対象事業者が行う安全性の向上に資する次の各号に掲げる設備の整備等のうち、国土交通大臣が補助対象として認めた事業（以下、「神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」という。）とする。

- 一 信号保安設備
- 二 保安通信設備
- 三 防護設備

- 四 停車場設備
- 五 線路設備
- 六 電路設備
- 七 変電所設備
- 八 車両設備
- 九 その他設備

3 神戸市長（以下、「市長」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、市補助金交付の対象として市長が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助対象事業者に対して市補助金を交付する。

（生活交通改善事業計画）

第5条 神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を行う場合は、生活交通改善事業計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の目的・必要性
- 二 神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

（交付の対象等）

第6条 神戸市が認める補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費、調査費とする。

2 補助対象経費の額が、交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額（別表に定める収益及び費用の配賦方式に基づき計算した額）を下回る場合は、交付の対象としないものとする。

（市補助金の額）

第7条 市補助金の額は、兵庫県の補助する額以内、かつ、補助対象経費に1／3を乗じて得た額の1／2以内の額とする。

（補助金交付申請）

第8条 市補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、国庫補助金の交付決定通知があった後、速やかに神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に国庫補助金の交付決定通知書及び国に提出した書類の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、適当であると認めるときは予算の範囲内で市補助金の交付の決定を行い、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第10条 補助対象事業者は、次の各号の一に該当するときは、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
- 二 様式第1号別紙における各工事内容間の補助対象経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第11条 市長は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、適当であると認めるときは交付決定の変更を行い、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 補助対象事業者は、市長の要求があった場合には、すみやかに神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金補助対象事業状況報告書（様式第5号）（以下、「状況報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金対象事業完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる資料を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金補助対象事業終了実績報告書(様式第7号)に次に掲げる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の進捗状況の資料(図書及び写真等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が市補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき市補助金の額を確定し、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金の額の確定通知書(様式第8号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(市補助金の交付)

第16条 市補助金は、前条の規定による額の確定後交付する。ただし、市長は必要があると認めるときは概算払いをすることができるものとする。

(交付決定の取り消し)

第17条 市長は、補助対象事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、市補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 本要綱の規定に違反したとき
- 二 市補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- 三 市補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

(事業の中止等)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る市補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して市補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る市補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第21条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類
- 2 前項で規定する期間は、補助対象事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、市補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第23条 補助対象事業者は、取得財産等について、国土交通大臣が別に定める期間を経過するまでは、国土交通大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を提出して市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した市補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を神戸市に納付させることとする。

(検査等)

第24条 市長は、市補助金の適切かつ効率的な運用のため必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、必要な書類の提出を求め又は職員に検査をさせることができる。

(公共工事の品質確保の促進)

第25条 神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日より適用する。
(平成22年4月1日改正)
- 2 この要綱の改正は、平成22年4月1日より適用する。
(平成23年4月1日改正)
- 3 この要綱の改正は、平成23年4月1日より適用する。
(平成28年5月2日改正)
- 4 この要綱の改正は、平成28年5月2日より適用する。
(平成29年3月31日改正)
- 5 この要綱の改正は、平成29年3月31日より適用する。
(令和3年4月1日改正)
- 6 この要綱の改正は、令和3年4月1日より適用する。
(令和4年4月1日改正)
- 7 この要綱の改正は、令和4年4月1日より適用する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付申請書

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を施行したいので、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額 金 円
2. 補助対象事業の内容の概要
3. 補助対象経費の総額及びその内訳

神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の種類	補助対象経費	補助率	補助金申請額
	円		円

（注）内訳明細の様式は任意とする。

4. 補助対象事業の着手（予定）期日
5. 補助対象事業の完了予定期日
6. 振込先の口座情報（金融機関名（支店名）、預金種目、口座番号、口座名義）

（注）補助対象事業の内容の概要及び補助対象事業の完了予定期日は、路線及び神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の種類ごとに記入する。

様式第2号（第9条関係）

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号をもって申請のあった令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金については、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 交付決定額 金 円
3. 補助金の交付の条件

神戸市長 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定変更申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金を下記のとおり変更したいので、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 変更を必要とする理由
2. 補助金の額
交付決定変更申請額 金 円
交付決定済額 金 円
増減額 金 円
3. 変更後の補助対象事業の内容の概要
4. 変更後の補助対象経費の総額及びその内訳

神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の種類	補助対象経費	補助率	補助金申請額
	円 ()		円 ()

表中の（ ）内には変更前の額を記入する

(注) 内訳明細の様式は任意とする。

5. 補助対象事業の着手（予定）期日
6. 補助対象事業の完了予定期日

(注) 補助対象事業の内容の概要及び補助対象事業の完了予定期日は、路線及び神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の種類ごとに記入する。

様式第4号（第11条関係）

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定の変更申請のあった令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金については、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付の決定を変更したので通知します。

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 補助金交付決定変更申請額 | 金 | 円 |
| 2. 補助金の額 | | |
| 交付決定変更額 | 金 | 円 |
| 交付決定済額 | 金 | 円 |
| 増減額 | 金 | 円 |
| 3. 補助金の交付の条件 | | |

様式第5号（第13条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金補助対象事業状況報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定のありました令和 年度神戸市
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の実施状況について、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整
備事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業路線名

2. 事業の種類

区 分	進捗状況	着工期日	完了予定期日	遅延又は遂行が 困難な理由
本工事費	%		()	
附帯工事費				
補償費				
調査費				

- 備考 1. 本表は、路線及び鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の種類ごとに作成する。
2. 完了予定期日の（ ）内には当初予定期日を記入する。

様式第6号（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定のありました令和 年度神戸市
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の完了実績について、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整
備事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業完了年月日
2. 事業の内容の概要
3. 補助対象経費決算表

（注）補助対象経費決算表の様式は任意とする。

様式第7号（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名又は名称

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金補助対象事業終了実績報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定のありました令和 年度神戸市
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の年度終了実績について、神戸市鉄道軌道安全輸送設備
等整備事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業終了年月日
2. 事業の内容の概要
3. 補助対象経費決算表

（注）補助対象経費決算表の様式は任意とする。

様式第8号（第15条関係）

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付 第 号をもって実績報告のあった令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金については、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり、その額を確定したので通知します。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 _____ 円

様式第9号（第23条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 様

住 所
氏名又は名称

財産処分承認申請書

令和 年度神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、神戸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第24条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な事情